

第3回 吹田市総合計画審議会 会議録

1 日時 平成29年1月24日(火) 午後7時～9時

2 場所 吹田市役所 高層棟 4階 特別会議室

3 出席者 別添「出席状況一覧」のとおり

4 傍聴人 2名

5 配布資料

資料1 これまでの経過及び今後のスケジュール

資料2 基本構想(素案)修正案【H29.1.24版】

資料3 基本構想(素案)新旧対照表(案)

資料4 基本構想(素案)に係る審議会各部会における主な御意見・議論等

資料5 特別委員会からの御意見の反映状況等

資料6 吹田市第4次総合計画策定に係る人口推計について(案)

(平成28年12月22日)

6 議事要旨

(1) 第4次総合計画基本構想(素案)各部会における議論の経過等

事務局より、資料1～4を用いて、第4次総合計画基本構想(素案)各部会における議論の経過及び修正内容について、説明があった。

【審議内容】

A委員：資料2について。1点目、p.11以降の脚注の付番に関して、「PDCAサイクル」など複数のページに登場する文言があり、個々のページに脚注を入れているのはよいと思うが、脚注を通し番号としているのはなぜか。ページごとに独立して付番した方がよいのではないか。

2点目、都市機能の用語解説について、「するための役割」と文章が締められているが、機能を役割として説明することに違和感がある。例えばp.18の都市施設は「するための施設」で終わっていて非常にわかりやすい。そうであるならば、都市機能も「サービスを提供するための機能」で良いのでは。

3点目に、p.17の大綱5【環境】の本文に「市民が親しみをもてる」とあるが、これはその後の「地域」に係っているのか、「自然」に係っているのかわかりにくい。表現を工夫する必要がある。

4点目、「想定される施策」について、前回、施策の名称につながらない表現も含まれていてわかりにくいという指摘をしたが、それぞれの大綱について具体的なイメージを持つための補助的な情報であることから、「施策につながるキーワード」とした方が良いのでは。

事務局：脚注の番号については修正する。

また、都市計画マスタープランの脚注を引用しているため、関係部局に確認し、文末を「機能」として差支えなければ修正したい。

想定される施策については、暫定的に第3次総合計画の施策体系を考慮し、現

段階の案をお示ししている。示し方等については、今後基本計画の議論も踏まえたうえで検討したい。

会長： 私個人の意見としては、想定される施策については、市民にとってもイメージしやすくなるよう、対応できるのであれば、キーワードなどにするようご検討いただければと思う。

また、大綱 5【環境】の本文については、自然は地域特有のものでもないため、「地域」を削除するなど、わかりやすいよう検討いただければと思う。

事務局： 検討させていただく。

B 委員： 例えば大綱 4【子育て・学び】で、「家庭、地域、学校などの連携・協働のもと」とあるが、子育てと教育は市の組織としては分かれている。大綱によって組織が変わることもあり得るのか。

事務局： 大前提は組織ありきとして、それぞれの部局が執行機関として施策を推進している。ただし、部局を超えた連携も必要であり、場合によっては大綱が所管する部局をまたぐようなイメージも持っている。

A 委員： 資料 4 の p.1、適正人口の考え方（案）の「ただし、長期的な人口動向を見据え、効果的・効率的な施策の推進に留意する必要がある。」の部分は、基本構想のどこかに反映されているのか、あるいは考え方をこうするということか。

事務局： 資料 2 の p.13、将来人口の 2 段落目で、「中長期的な人口動向の予測を踏まえたうえで、各分野の取組を進める」と記載している。

A 委員： 「踏まえたうえで」という表現で、「長期的な人口動向を見据え、効果的・効率的な施策の推進に留意する」という意味合いを込めているように読めるだろうか。

事務局： 「中長期的な」としているのは、将来人口の推計において、2040 年までの動向を踏まえているからである。また、資料 2、p.12 の 3 段落目で「長期的な視点をもったまちづくりが一層求められている」としており、公共施設総合管理計画等を検討していく中では長期的な視点も必要ということを示している。

A 委員： そうであれば、長期的な観点を基本構想に盛り込むべきだと思う。

会長： A 委員のおっしゃる通りだとは思いますが、総合計画の計画期間が 10 年であるということから、長期的な観点を基本構想に盛り込むのは難しいかと思う。

C 委員： 資料 2 の p.18、大綱 7【都市魅力】の「市民の生活を豊かにする文化やスポーツなどの地域資源を活用し」という文章について、資源は施設といったものという感覚があるため、文化やスポーツを「資源」とすることに違和感がある。

会長： 地域資源については、ハードとソフトを含めて考えることが多い。例えば人間関係も資源と考える。違和感があるようであれば、表現を工夫する方がよい。

D 委員： 吹田市の文化活動やスポーツ活動は地域の中で根付いていることがあり、それを地域資源として表現されたことはすんなり理解できる。

C 委員： 今言われた、文化活動やスポーツ活動のつながりを「資源」と捉えるのであれば

違和感はない。

会長： 地域資源を例示するとわかりやすいかもしれない。どなたか提案はないか。たとえば地域活動や人間関係も「地域資源」である。

C委員： 「市民の生活を豊かにするために、文化やスポーツなどを活用し」ではだめなのか。資源という言葉を使いたいのか。

会長： 厳密には地域資源は転用可能なものなので、たとえば、文化だけを目的にして培われた人間関係は防犯・防災活動にも転用できる。だから資源という言い方をする。「大学のあるまちといった強みや、文化やスポーツなどで培われた市民活動」と言い換えるとわかるか。

C委員： 市民活動なら地域資源のままでもわかる。

会長： 「文化やスポーツなどで培われた」ならわかりやすい一方で、ハードの意味合いが消えてしまう印象がある。地域資源という言葉については宿題にする。また、p.12の一番下の段落にも地域資源が出てくる。脚注をつけるのが難しいのであれば「考え方」で整理しておいていただけないか。地域資源とは決して狭い意味ではなく広い意味で、しかも別の分野でも使えるものであるため、資源と呼ぶといったかたちで整理をし、不都合が発生すれば直していきたいと思う。

事務局： 対応する。

E委員： 資料2のp.16にある「分野」が大綱のことを指しているのであれば、p.12の将来像の一番下の段落にある「子育て、教育、福祉、医療、防災、環境、産業など、それぞれの分野」という分野の例示を大綱の名称と対応させた方がよいのでは。

事務局： 整理する。

F委員： 資料2のp.12の3段落目で「社会保障費の増大など」とあるが、社会保障費は国の問題として述べることが多い。市の問題として社会保障費を取り扱うことはあるか。

会長： 民生費とか扶助費にするか。

G委員： それではかえってわかりにくい。また、若干気になるのが、少子と人口減少からは社会保障費の増大よりもむしろ、社会保障費の財源確保が困難であるという視点が入る。「人口減少を踏まえた少子高齢化、その中で社会保障費の増大と共に財源確保」といった内容があれば両方の意味が含まれることになる。

そもそもの質問については、年金以外の医療・介護・健康は全て都道府県か市町村行政の範囲であり、そういった視点での社会保障費であるなら問題はない。

会長： 扶助費・民生費ではわかりにくいので具体的に書く方がよいということか。

G委員： 社会保障費で良いと思う。ただ、わかりやすさを重視するなら、医療・介護などといったものが市町村財政であるという言い方もある。

会長： 医療・介護に加えて、都道府県も行っているが生活保護も含まれる。

G委員： 日常生活のサービスは全て都道府県か市町村が行っており、国は年金と防衛ぐら

いである。

会長： 予算の細目で社会保障費という言い方をするのは国だけである。地方財政の場合は、性質別・目的別の違いはあるにせよ、扶助費・民生費という言い方をする。「扶助費・民生費の増大」と書いても、そこでまた脚注がある。「社会保障に係る費用の増大」もよくわからない。本市をとりまくが、国も含め全体的に伸びているというニュアンスを込めるのであれば変更せず、不都合が出れば直すあたりでよいか。

事務局： 予算編成方針などでは社会保障関係経費と書いている。社会保障費という表現について、例示した方がわかりやすいということであればその必要もあるかと思う。G 委員から御指摘いただいたように、財源確保の問題も出てくる。盛り込む内容や表現については、少し検討させていただきたい。

また、社会保障費は国の問題ではあるが、市の負担割合がある。市の負担割合が増えれば、市の財政状況も大きく影響を受ける。例えば、生活保護費については 1/4 が市の負担割合であるが、吹田市の場合は生活保護費が近隣市よりも比較的安く、負担する額が少ない分、独自の補助費にまわすことができる。社会保障費自体の額が増えれば、市の負担をそちらへ回さねばならないので、独自にやっていることもやりにくくなる。それを踏まえてここには記載している。国の制度であっても、市の持ち出しが結構あることを御理解いただきたい。

会長： 具体的に例示するか、何らかの工夫を考えていただきたい。

A 委員： p.18 の大綱 8【行政経営】で、「また」以降の一文が意味するのは、「地方分権のもと権限移譲を受ける」という方法で「自主・自立のまちづくりに努める」と理解してよいか。権限移譲とあるので、これを活用するという意味だと思うが、そうであれば「地方分権の進展に伴う権限移譲を活用し」がわかりやすいのでは。

会長： 第 2 部会の意見としては、「地方分権の進展」では内容がわかりにくいいため、今後を見据え、これから増えていく権限移譲に対応するというニュアンスを入れた方が良いということであった。権限移譲の受け皿という言い方はよくするが、権限移譲を受けるという表現は聞きなれない言い方である。

A 委員： 「受ける」という理解でよいか。権限移譲を与えられるということではなく、市が手を挙げて必要だと言えば受けられるということか。

事務局： 権限移譲については、行政内で議論中の中核市への移行がある。市の意思である程度取りに行くといった主体的な取組も可能となっているため、今回は「権限移譲を受ける」という書き方にしている。

会長： 第 2 部会においても、中核市とは書けないので、「さらなる権限移譲」という書き方で処理できないかと議論した。また、「さらなる権限移譲」とは取りに行くものもあれば、押し付けられるものも含んでいる。「地方分権」を残すのならば、「権限移譲」を入れる必要はないというつもりで申し上げた。

事務局： 検討させていただきたい。

副会長： 地方分権には、地域住民や市民の身近なところに権限や決定権があるという積極的な意味がある。権限移譲を受けるといって、地方分権という積極的なものを、受動的に受ける意味合いになり、「移譲」「受ける」と二重表現になってしまっている。移譲といったら、受身的な押し付けや、譲ってほしいという意味合いがあり、ニュアンスが相反していると受け止められかねない。地方で決定権を確保するという姿勢で整理するよう考慮いただきたい。

事務局： 本市としては、健康・医療のまちづくりを岸部地域から発信していこうとしている中で、中核市となるのは必要条件である。もちろん事務局を含め、中核市を目指しているのは確かだか、会長がおっしゃったとおり、議会の理解をいただきながらということになるので、表現については限界がある。そのような考えのもとで、文言整理をさせていただく。

(2) 特別委員会からの御意見の反映状況等

事務局より資料5を用いて、第4次総合計画基本構想（素案）特別委員会からの御意見の反映状況等について説明があった。

【審議内容】

H委員： 大綱4【子育て・学び】に関して、次代のリーダーシップをとる地域の担い手の育成については地域活動の課題として記載するべきではないか。

会長： 各分野において様々な活動の担い手がいるが、世代間を超えて持続可能な状態をどのように市が担保していくのかをどう盛り込むか、または考え方を整理するに留めるべきか。

G委員： p.17 大綱1【人権・市民自治】の「多様なコミュニティ活動の支援に努めるなど」という表現は、市民が自発的に行うNPO活動やコミュニティ活動などを含んでおり、地域の担い手と関係があるのではないか。大綱1の「多様なコミュニティ活動」や、大綱4で具体的な事例として書かれているような「学びの活動」があるが、どう関連付けて表記するのが一番ふさわしいか。方向性を定めないと書きぶりが変わってくるのではないか。

D委員： 大綱4の「家庭、地域、学校などの連携・協働のもと」に、そういう方が含まれていると思う。よって、具体的な計画の中で、そういう組織を育てていくことを表記すればよいのではないか。

会長： 考え方を整理することとし、個別の施策を示す際に、そういうニュアンスが盛り込まれていることを申し伝えることとする。

事務局： 例えば吹田市地域委員会研究会において、これからの吹田市の地域自治について、担い手の問題や、当該団体ができること、他団体との協働でできること、行政ができることなどが検討されている。

会長： 参考までに、ある政令市で市民を対象にリーダーシップ研修を実施した際に、研修に参加する人が皆同じで、組織がなかなか整理されないということがあった。一方で、一部の分野を担う人達は本当に不足しており、その人達がスキルアップを目指したい時には手を差し伸べる必要がある。吹田市としては、こういったことについて、個別に対応するのが良いのではないかと個人的には思う。

副会長： p.2 の策定の趣旨の 2 段落目「市民一人ひとりが安心安全で豊かな生活を実感できる社会を築き、それを将来世代へ引き継ぐことができるまちづくり」のところで、先ほど会長がおっしゃった「引き継ぐことができる持続可能なまちづくり」としてはどうか。

また、大学、NPO、市民団体が行う様々な文化活動や地域活動があり、その担い手というような幅広い人材といった内容をここに盛り込むことも可能である。

会長： 副会長のご指摘もあり得ると思う。選択肢としていくつか挙げられたので、全体の中で整合性の図れるものをご検討いただければと思う。

本日の審議はこれで終了する。

《事務連絡》

事務局： 次回の日程は第 4 回審議会全体会議を 2 月 21 日（火）19 時から、場所は同じく 4 階の特別会議室で行う。正式な開催通知については書面でお知らせする。

以上

出席状況一覧

第3回 吹田市総合計画審議会 平成29年(2017年)1月24日(火) 午後7時 開催

(選出区分毎の五十音順・敬称略)

No.	氏名	選出区分	略歴	出欠
1	足立 泰美	学識経験者 1号	甲南大学 経済学部 准教授	○
2	井元 真澄	学識経験者 1号	梅花女子大学 心理こども学部 教授	○
3	尾崎 雅彦	学識経験者 1号	大和大学 政治経済学部 教授	○
4	加賀 有津子	学識経験者 1号	大阪大学 大学院 工学研究科 教授	×
5	岸本 みさ子	学識経験者 1号	千里金蘭大学 生活科学部 講師	○
6	北村 亘	学識経験者 1号	大阪大学 大学院 法学研究科 教授	○
7	島 善信	学識経験者 1号	大阪教育大学 教職教育研究センター 特任教授	○
8	高橋 智幸	学識経験者 1号	関西大学 社会安全学部 教授	○
9	岡本 智子	市民 2号	公募市民	○
10	林 享佑	市民 2号	公募市民	○
11	水木 千代美	市民 2号	公募市民	○
12	横山 竜大	市民 2号	公募市民	×
13	亀谷 拓治	市内の公共的団体等の代表者 3号	吹田市自治会連合協議会 副会長	○
14	下谷 明伸	市内の公共的団体等の代表者 3号	吹田市PTA協議会 会長	×
15	寺西 信昭	市内の公共的団体等の代表者 3号	アジェンダ21すいた 会員	○
16	南雲 稔子	市内の公共的団体等の代表者 3号	吹田市社会体育団体連絡会 副会長	○
17	堀田 稔	市内の公共的団体等の代表者 3号	吹田商工会議所 副会頭	×
18	御前 治	市内の公共的団体等の代表者 3号	一般社団法人 吹田市医師会 副会長	×
19	由佐 満雄	市内の公共的団体等の代表者 3号	社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会 会長	○
20	吉田 真治	関係行政機関の職員 4号	大阪府政策企画部企画室 室長	○
出席委員 合計				15名

※選出区分の号は、吹田市総合計画審議会規則第3条第2号の各号による。

吹田市 出席者

事務局	春藤副市長、池田副市長
	稲田行政経営部長、川本理事(総合計画担当)、岡松企画財政室長、岡本企画財政室参事
	霜竹主査、船越主任、中嶋主任、桑野係員
	委託業者